

**【新設】（上場株式等の配当等に係る分配時調整外国税相当額の控除の取扱い）**

**16-3 の 2-5** 法人が交付又は支払を受ける次に掲げる配当等に係る法第 69 条の 2 《分配時調整外国税相当額の控除》の規定の適用に当たっては、同条に規定する法人税の額から控除される金額は、次に掲げる配当等に応じそれぞれ次に掲げる金額を基礎として計算することに留意する。

- (1) 措置法第 9 条の 3 の 2 第 1 項《上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例》に規定する上場株式等の配当等の交付を受ける場合において、同条第 3 項各号に定める金額があるときにおける当該上場株式等の配当等 当該上場株式等の配当等に係る同条第 7 項の規定により読み替えて適用される法第 68 条第 1 項《所得税額の控除》に規定する調整対象外国税相当額
- (2) 措置法第 9 条の 6 第 1 項《特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例》に規定する特定目的会社の同項に規定する利益の配当の支払を受ける場合において、当該利益の配当に係る同条第 4 項に規定する特定目的会社分配時調整外国税相当額があるときにおける当該利益の配当 当該特定目的会社分配時調整外国税相当額
- (3) 措置法第 9 条の 6 の 2 第 1 項《投資法人の配当等に係る源泉徴収等の特例》に規定する投資法人の同項に規定する配当等の支払を受ける場合において、当該配当等に係る同条第 4 項に規定する投資法人分配時調整外国税相当額があるときにおける当該配当等 当該投資法人分配時調整外国税相当額
- (4) 資産の流動化に関する法律第 2 条第 13 項《定義》に規定する特定目的信託の受益権の剰余金の配当の支払を受ける場合において、措置法第 9 条の 6 の 3 第 4 項《特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例》に規定する特定目的信託分配時調整外国税相当額があるときにおける当該剰余金の配当 当該特定目的信託分配時調整外国税相当額
- (5) 措置法第 9 条の 6 の 4 第 1 項《特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例》に規定する特定投資信託の剰余金の配当の支払を受ける場合において、当該剰余金の配当に係る同条第 4 項に規定する特定投資信託分配時調整外国税相当額があるときにおける当該剰余金の配当 当該特定投資信託分配時調整外国税相当額
- (註) 本文の取扱いは、16-3 の 2-1 《未収の収益の分配に対する分配時調整外国税相当額の控除》から 16-3 の 2-4 《分配時調整外国税相当額の控除の適用を受けない場合の取扱い》までの取扱いの適用に当たっても、同様とする。

**【解説】**

- 1 平成 30 年度の税制改正により、分配時調整外国税相当額の控除制度（法 69 の 2、以下「本制度」という。）が創設され、これまで所得税額の控除制度による税額控除が行われていた所得税の額のうち分配時調整外国税相当額については、本制度により税額控除を行うこととされた（法 69 の 2 ①）。これに伴い、上場株式等の配当等の交付を受ける場合（措法 9 の 3 の 2）及びいわゆる法定 4 ビークル（注）から配当等の支払を受ける場合（措法 9 の 6 ～ 9 の 6 の 4）における各配当等に係る外国所得税についても、本制度の枠組みの中で税額控除を行うこととされるなどの所要の法令の整備が行われた。

(注) ここでは、①資産の流動化に関する法律第2条第3項《定義》に規定する特定目的会社、②投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項《定義》に規定する投資法人、③資産の流動化に関する法律第2条第13項に規定する特定目的信託及び④投資信託及び投資法人に関する法律第2条第3項に規定する投資信託のうち法人課税信託に該当するもの（特定投資信託）の総称として用いている。

上記の法令の整備により措置法に規定が定められた本制度の対象となる配当等の区分(1)、本制度の対象となる金額(2)及びその根拠規定(3)を一覧に示すと次表のとおりである。

| (1)交付又は支払を受ける配当等の区分            | (2)本制度の対象となる金額    | (3)根拠規定  |
|--------------------------------|-------------------|----------|
| 上場株式等の配当等（措法9の3の2③に掲げる金額があるとき） | 調整対象外国税相当額        | 措法9の3の2⑦ |
| 特定目的会社の利益の配当                   | 特定目的会社分配時調整外国税相当額 | 措法9の6④   |
| 投資法人の投資口の配当等                   | 投資法人分配時調整外国税相当額   | 措法9の6の2④ |
| 特定目的信託の受益権の剰余金の配当              | 特定目的信託分配時調整外国税相当額 | 措法9の6の3④ |
| 特定投資信託の受益権の剰余金の配当              | 特定投資信託分配時調整外国税相当額 | 措法9の6の4④ |

2 ここで、上記1の表の(1)の各配当等に係る本制度による税額控除の対象となる金額については、法令上、上記1の表の(3)の各根拠規定の中でそれぞれ読替え規定として定められている（具体的には、上記1の表の(2)の各金額をそれぞれ法人税法第69条の2第1項《分配時調整外国税相当額の控除》に規定する分配時調整外国税相当額に含めることによって、同項の規定によりその事業年度の所得に対する法人税の額から控除することとされる）のであるが、本通達の本文及び(1)から(5)までにおいて、念のため、これらの具体的に意味するところを明らかにしている。

なお、上記の読替え規定及び本通達の取扱いにより本制度による税額控除の適用を受ける場合の損金不算入規定（法41の2、以下同じ。）の対象となる金額も、当該読替え規定により上記1の表の(2)の各金額が含まれた分配時調整外国税相当額となることに併せて留意が必要である。

3 また、本制度及びその損金不算入規定に係る法令解釈・取扱いとして法人税基本通達第16章第3節の2《分配時調整外国税相当額の控除》において通達を定めているが、上記1の表の措置法の各規定で定める各配当等に係る本制度の対象となる金額（上記1の表の(2)の各金額）についても、本通達の本文及び(1)から(5)までの取扱いが適用される。本通達の注書において、念のためこのことを明らかにしている。

4 連結納税制度においても、同様の通達（連基通19-3の2-6）を定めている。